

地方公共団体又は独立行政法人等が行う統計調査に係る届出の手續等に関する事務処理要領

平成21年1月23日

総務省政策統括官（統計基準担当）決定

目次

第1 総論

- 1 目的
- 2 総務大臣に対する届出が求められる地方公共団体及び独立行政法人等
- 3 定義

第2 総務大臣に対する届出を要しない調査の範囲

- 1 統計作成以外の目的で行われる調査
- 2 専ら意識等に関する調査
- 3 気象観測等に関する調査
- 4 インターネットのホームページにアクセスした者が自由意志で回答できるような調査
- 5 法第2条第5項各号に規定する調査

第3 総務大臣への届出

- 1 共通事項
- 2 統計調査を新規に行おうとする場合
- 3 届け出た統計調査を変更しようとする場合

第4 届出の受理等

- 1 受理の連絡等
- 2 法第24条第2項に基づく変更又は中止

第1 総論

1 目的

この要領（以下「本要領」という。）は、地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等が、統計調査（統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第2条第5項に規定する統計調査をいう。以下同じ。）を実施又は変更しようとする場合に、法第24条第1項又は第25条に基づき必要とされる届出の手續等に関する事務処理の明確化、効率化及び統一化を図ることを目的とする。

2 総務大臣に対する届出が求められる地方公共団体及び独立行政法人等

統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項又は第8条第1項の規定により、総務大臣に対する統計調査の届出が求められるのは、次に掲げる者である。

（1）地方公共団体^{（注1）}

- ① 都道府県知事その他の都道府県の執行機関
- ② 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の市長その他の指定都市の執行機関

(注1) 地方公営企業が行う統計調査についても、普通地方公共団体である都道府県や指定都市が経営する地方公営企業が行うものについては届出を要するが、特別地方公共団体である一部事務組合又は広域連合が経営する地方公営企業が実施するものについては届出の必要はない。

(2) 独立行政法人等

日本銀行

3 定義

(1) 調査実施者

本要領において「調査実施者」とは、法第24条第1項又は第25条の規定により届出が求められる統計調査を実施する地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等をいう。

(2) 調査計画

本要領において「調査計画」とは、統計調査の実施に関する全体像を明らかにしたものをいう。具体的には、法第24条第1項各号に掲げる事項（本要領の第3の2（3）に掲げる事項）の総称として用いる。

第2 総務大臣に対する届出を要しない調査の範囲

前記第1の2に掲げる地方公共団体又は独立行政法人等が行う調査^(注2)であっても、次の1から5までに掲げるものについては、法第2条第5項本文に規定する「統計調査」に該当しない。したがって、これらの調査について総務大臣に対して届け出る必要はない。^(注3)

(注2) 法令に基づいて、個人又は法人その他の団体からなされる届出・登録等（いわゆる「業務記録」）は、当該法令の定める事実の発生の都度、自動的又は受動的になされるものであり、主体的・能動的な調査活動を伴うものではない。したがって、このような業務記録を受け付ける行為は、そもそも「調査」に該当しない。

(注3) 業務記録から作成された統計や、総務大臣に対する届出を要しない調査で集められた情報により作成された統計についても、法第2条第3項に規定する公的統計であり、法第3条に規定する基本理念については適用される。

1 統計作成以外の目的で行われる調査

個別の観察（例えば、被調査者が識別できるような形で作表し、公表又は利用する場合や、個別の事例研究をするために利用すること）や行政指導など、統計を作成すること以外の目的（以下「個別利用目的」という。）で行われる調査は、法第2条第5項本文に規定された「統計の作成を目的として」に当たらないことから、「統計調査」に該当しない。

同一調査中に、統計の作成を目的とする事項と個別利用目的の事項が混在する場合には、統計の作成を目的とする事項に関する部分のみが「統計調査」に該当する。また、個別利用目的で用いるとともに統計の作成にも利用する事項については、個別利用目的の事項として取り扱う。^(注4)

(注4) 個別利用目的の事項が含まれる調査については、調査への協力依頼状、調査票又は記入の手引き等に「この調査によって報告された内容については、統計以外の目的に使用しない」旨の記述をすることはできない。

2 専ら意識等に関する調査

専ら思想や感情その他の内面的意識（将来の事実についての予測に関する事項を除く。以下「意識等」という。）の把握を目的とする調査は、法第2条第5項本文に規定された「事実の報告」に当たらないことから、「統計調査」に該当しない。

同一調査中に「事実の報告」と意識等に関する事項が混在する場合には、「事実の報告」に該当する部分のみが「統計調査」に該当する。

ただし、内容的には「事実の報告」であっても、意識等の把握を専らの目的とする調査の中で設けられている次に掲げる事項は、「事実の報告」として扱わない。

- ① 「フェイス事項」^(注5) としてのみ用いられる事項
- ② 意識等に関する事項の報告を求めするために従属的に設けられている事実に関する事項^(注6)

(注5)「フェイス事項」とは、報告された事項を集計する際の集計区分として使用される被調査者の属性のことであり、属性の実態そのものを把握するために調べられているものではない事項をいう。

(注6)「意識等に関する事項の報告を求めために従属的に設けられている事実に関する事項」とは、意識等に関する事項の報告を求めるとして、又は、意識等に関する事項の報告を求めるとに付随して報告を求めるとして、当該事項単独で、又は、他の事実に関する事項とともに集計することが予定されていない事項をいう。例えば、次のようなものが該当する。

- ① 意識の背景となる事実（例：事項の認知度を尋ねるといふ主設問に付随して、当該認知がどのような情報源から得られたのかを聞くような場合）
- ② 意識との乖離を確認するための現状に関する事実（例：既存の制度を今後活用したいか否かについて尋ねるといふ主設問に付随して、その制度を現在活用しているかどうかを聞くような場合）
- ③ 意識等に関する主設問の回答を求めると対象者を限定するための事実（例：既存の制度を使っていない人に対して、その理由を尋ねるとして、制度を使っているか否かという事実について聞くような場合）

3 気象観測等に関する調査

報告者が存在しない気象観測や国土調査などは、法第2条第5項本文に規定された「報告を求めるとにより行う」に当たらないことから、「統計調査」に該当しない。

4 インターネットのホームページにアクセスした者が自由意志で回答できるような調査

インターネットのホームページにアクセスした者が自由意志で回答できる意見募集のような調査については、法第2条第5項本文に規定する「報告を求めると」行為が個別具体に行われていないことから、「統計調査」には当たらない。

5 法第2条第5項各号に規定する調査

法第2条第5項本文に規定する「統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めるとにより行う調査」であっても、次の(1)から(3)に掲げるものは、同項各号の規定により「統計調査」に該当しない。

(1) 地方公共団体や独立行政法人等の内部で行われる業務報告等

例えば、地方公共団体や独立行政法人等が組織内の職員に対して行う調査や、地方公共団体の本庁が地方支分部局に対して求める業務報告は、法第2条第5項第1号に規定する「行政機関等がその内部において行うもの」に該当することから、「統計調査」に該当しない。

ただし、県立高校と県内の国私立高校を対象に調査を行うような場合にあっては、県立高校に対する調査と国私立高校に対する調査の調査票が異なる等、容易に区分できる事情がなければ、届出事務の煩瑣を避けるため、便宜、調査全体を届け出ることとする（県立病院とそれ以外の病院を対象に調査を行うような場合にあっては同様である。）。^(注7)

(注7) 県教育委員会が県立高校に在籍する生徒に対して行うような調査は、「内部において行うもの」には該当せず、届出を要する。

(2) 法及び法に基づく命令以外の法律又は政令を根拠として行われる行政機関等に対する報告の求め

法及び法に基づく命令以外の法律又は政令の規定に基づいて、市町村などの行政機関等（法第2条第3項に規定する行政機関等をいう。以下同じ。）に対して行う報告の求めは、法第2条第5項第2号に規定する「この法律及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、行政機関等に対し、報告を求めることが規定されているもの」に該当することから、「統計調査」に該当しない。

なお、「報告を求めることが規定されているもの」とは、個別法による作用規定^(注8)として定められていることを意味し、組織法令中の所掌事務規定は含まない。また、条例を根拠とする調査については、法第2条第5項第2号に該当せず、届出を要する。

(注8) 個別法による作用規定とは、例えば、次のような規定が該当する。

「都道府県知事は、～に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。」

(3) 政令で定める行政機関等が政令で定める事務に関して行う調査

都道府県警察（都道府県公安委員会並びに警視庁及び道府県警察本部）が「警察法第三十六条第二項の規定による責務を遂行するために行う事務」（統計法施行令第2条第5号）に関して行う調査は、法第2条第5項第3号に規定する「政令で定める行政機関等が政令で定める事務に関して行うもの」に該当することから、「統計調査」に該当しない。

第3 総務大臣への届出

1 共通事項

(1) 届出書及び添付書類の提出

ア 届出書及び添付書類は、総務省政策統括官（総務省組織令（平成12年政令第246号）第14条第2号に掲げる事務を分掌するもの。以下「総務省政策統括官（統計基準担当）」という。）付統計審査官室に対して提出する。

イ 届出は、特段の事情がなければ、調査実施者に属する統計主管部課を通じて届け出るものとする。

ウ 都道府県知事以外の都道府県の執行機関又は指定都市の市長以外の指定都市の執行機関（各種委員会等）が行う統計調査の場合にあつては、当該執行機関の統計主管部課を経由すれば足り、それぞれの都道府県知事又は指定都市の市長の統計主管部課を経由する必要はない。

エ 指定都市が行う統計調査の場合にあつては、それらの機関の統計主管部課を経由すれば足り、当該指定都市を包括する都道府県の統計主管部課を経由する必要はない。

オ 届出は、総務大臣の定めるところにより、総務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と調査実施者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。

カ 複数の機関の共管で行われる統計調査の場合については、それぞれの機関から届出を行っても、共同の名義で一括して届出を行ってもよい。

(2) 届出を行う時期

届出は、調査計画の内容が確定し次第、速やかに行うものとし、統計法施行令第7条第2項の規定に基づき、「統計調査を行う日の三十日前までに」届け出るものとする。「統計調査を行う日」とは、被調査者に対する調査票の配布を開始する日など、被調査者に対する事務が開始される日をいう。

なお、統計調査を行う日の30日前までに届け出るべき事項及び書類の一部が確定していない場合には、統計調査を行う日の30日前までに、その理由を明らかにした文書を添えて、確定している範囲で

届出を行い、確定し次第、届出書中の届出事項記載書又は添付書類の差し替えを行うものとする。

(3) 追加資料の提出

届出に当たって添付が求められる書類については、後記2及び3のそれぞれ(4)に記載しているが、法第56条の規定に基づき、追加して資料の提出を求めることがある。

2 統計調査を新規に行おうとする場合

(1) 総論

調査実施者は、統計調査を新規に行おうとする場合には、地方公共団体の長その他の執行機関にあつては法第24条第1項前段の規定に基づき、独立行政法人等にあつては法第25条前段の規定に基づき、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。調査実施者は、その際、統計法施行令第7条第2項及び第3項(第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、法第24条第1項各号に規定された事項を記載した書類(以下「届出書」という。)に調査票を添付して総務大臣に届け出なければならない。

(2) 届出書の様式

届出は、別記様式第1号により行う。

(3) 届出書に記載する事項

届出書には、法第24条第1項各号に規定されている事項を記載する。

① 調査の名称

「調査の名称」とは、統計調査を行うに当たって称される名称をいう。

② 調査の目的

「調査の目的」とは、統計調査により、どのような内容について調べ、明らかにするのかを記載する。

③ 調査対象の範囲

「調査対象の範囲」とは、統計調査の対象となる母集団の地域的及び属性的な範囲をいう。届出書には、次に掲げる事項を記載する。

i) 地域的範囲

例えば、「県内全域」と記載する。

ii) 属性的範囲

例えば、「世帯」、「日本標準産業分類に掲げる大分類〇―〇〇業に属する事業所のうち、従業者数〇人以上のもの」と記載する。

④ 報告を求める者(報告者)

「報告を求める者」とは、統計調査を行うに当たって、実際に報告を求められる被調査者をいう。届出書には、次に掲げる事項を記載する。

i) 数

報告者の数を記載する。全数調査の場合であつて、報告者の数が明確になっていないような場合には概数でもよい。

なお、標本調査の場合には、標本抽出の基礎となる母集団(調査対象の範囲)の大きさについても併せて記載する(概数でもよい)。

ii) 選定の方法

全数、無作為抽出、有意抽出の別について明らかにした上で、報告者の具体的な選定の方法について記載する。例えば、「県内市町村別に層化無作為抽出により選定する。」のように記載する。また、報告者の選定に使用した名簿等の名称についても記載する。

⑤ 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

i) 「報告を求める事項」とは、統計調査によって集められる情報の内容、いわゆる調査事項をいう。報告者から直接報告を受ける事項だけでなく、統計調査事務に携わる者が統計調査の円滑な実施に資する観点から便宜実測により把握する（例えば、住宅の構造や農地・宅地の広さについて、報告者から報告してもらうのではなく、統計調査員や職員が自ら確認するような場合をいう。）事項も含めて「報告を求める事項」として記載する。

なお、統計の作成を目的とする事項と個別利用目的の事項が混在する調査については、統計の作成を目的とする事項を記載する。また、「事実の報告」と意識等に関する事項が混在する調査については、「事実の報告」に該当する事項を記載する（第2の1及び2を参照）。

ii) 「基準となる期日又は期間」とは、いつの時点（例えば、〇年〇月〇日現在、毎月〇日現在）又はどの期間（例えば、〇年〇月から〇月まで）の内容について報告を求めるのかを記載する。

⑥ 報告を求めるために用いる方法

「報告を求めるために用いる方法」とは、「報告を求める事項」を収集する方法、いわゆる調査方法をいう。届出書には、次に掲げる事項を記載する。

i) 調査組織

どのような組織を用いて、又は、経由して統計調査を行うのかを記載する。例えば、「都道府県—統計調査員—報告者」、「都道府県—民間事業者—報告者」のように記載する。

ii) 調査方法

調査員調査、郵送調査、オンライン調査、その他の別について明らかにした上で、具体的な実施方法について記載する。統計調査員を設置する場合や民間事業者に対する業務委託を予定している場合には、それらが行う業務内容についても併せて記載する。

⑦ 報告を求める期間

「報告を求める期間」とは、いわゆる調査の実施期間をいう。届出書には、次に掲げる事項を記載する。

i) 調査の周期

1回限り（定期的又は継続的に行う予定のないものをいう。）、月、四半期、年、5年等、報告を求める周期を記載する。

ii) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の配布の開始を予定している年月日及び調査票の回収の終了を予定している年月日を記載する。継続的に毎月行われている統計調査のような場合については、「毎月末日」、「調査月の翌月の10日」のように、調査票の提出期限の形で示すこともできる。

(4) 届出書に添付すべき書類

届出書には、統計法施行令第7条第3項の規定に基づき、統計調査で使用する調査票を添付しなければならない。

「調査票」とは、報告を求める事項の記入に用いる帳票をいう。特定の様式を定めて報告を求める場合にはその様式を、聞き取り調査のような場合で様式を特に定めず質問事項だけが確定しているものに

については、それら質問事項を明らかにしたものを添付する。

なお、統計の作成を目的とする事項と個別利用目的の事項が混在する調査票の場合には、個別利用目的の事項に該当する部分について赤枠を付する等、届出の対象とならない部分を明確にする。「事実の報告」と意識等に関する事項が混在する調査票の場合についても、意識等に関する事項に該当する部分について同様とする。

3 届け出た統計調査を変更しようとする場合

(1) 総論

前記2により総務大臣に届け出た統計調査の全部又は一部を変更しようとする場合（周期的に行うことが予定されている統計調査を特定の期間について休止する場合や、統計調査の一部を今後行わないこととする場合を含む。）には、地方公共団体の長その他の執行機関にあつては法第24条第1項後段の規定に基づき、独立行政法人等にあつては法第25条後段の規定に基づき、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。^(注9)

(注9) 届け出た統計調査について変更なく継続して行う場合には、改めて届出する必要はない。届け出た統計調査の全部を中止しようとする場合についても同様である。

(2) 届出書の様式

届出は、別記様式第2号により行う。

(3) 届出書に記載する事項

届出書には、調査計画のうち、変更する事項について、変更の内容及び理由を記載する。

(4) 届出書に添付すべき書類

届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- ① 変更内容を反映させた調査計画
- ② 変更後の調査票（前記2（4）を参照）
- ③ 調査票の新旧対照表（調査票に変更がない場合には添付不要）

第4 届出の受領等

1 受理の連絡等

- (1) 総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室は、届出に関する書類の送付を受けたときは、届出書の記載事項に不備がないこと及び必要な書類が添付されていることの確認をもって受理する。

受理した旨は、電子メールにより、調査実施者に属する統計主管部課（届出の際に統計主管部課を経由していない場合には、調査実施部課）に連絡することとし、受理した旨の文書の送付は原則として行わない。ただし、同部課からの求めがあれば、当該文書を発出する。

- (2) 総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室は、届出の受理後、別記様式第3号により、速やかに確認票を作成する。

2 法第24条第2項に基づく変更又は中止

- (1) 総務大臣は、地方公共団体から届出のあった統計調査の実施により、基幹統計調査の実施に支障を及ぼすおそれがあると認めたときは、法第24条第2項の規定に基づき、当該届出のあった統計調査

の変更又は中止を求めることができる。この変更又は中止の求めについては、届出がなされた時点で行うことができるほか、届出の時点では調整の必要がなかったものについて、その後の状況変化により、事後的に調整の必要が生じたような場合についても行うことができる。

- (2) 前記(1)の求めは、**別記様式第4号**を調査実施者に送付することによって行う。調査実施者は、当該求めを受けて講ずる措置の内容を、**別記様式第5号**により回答する。

附 則

- 1 本要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成17年8月15日付け総務省政策統括官（統計基準担当）決定「統計法第8条に基づく統計調査の範囲及び届出手続に関する事務処理要領」は、本要領の施行をもって廃止する。